

## 所有者不明土地法の円滑な施行

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(平成30年法律第49号)が本年6月1日に全面施行

- ・法律の施行に際し、ガイドラインの整備、関係団体との連携・協力による地方協議会の設置、地方公共団体向け説明会等を実施
- ・今後、先進事例への支援、地方協議会を通じた地方公共団体に対する助言・人的支援に取り組む

## 土地基本法改正の方向性 (平成31年2月とりまとめ)

### 土地所有者の責務と、適切な利用・管理のための措置

- ・基本理念に適切な利用・管理の確保の必要性を明記
- ・所有者、近隣住民、地方公共団体、国等の責務と役割分担を明確化
- ・適切な利用・管理を確保するために基本的施策を見直し

《責務と役割分担》

所有者：  
第一次的な利用・  
管理の責務を有する

地方公共団体：  
地域の公益を実現

補完

支援

連携・支援

近隣住民、  
地域コミュニティ：  
所有者の責務を補完

国：  
最終的な土地政策  
の責任を担う

## 土地政策の全体像の見直し

人口減少社会に対応した土地政策の全体像の見直しに着手  
(国土審議会土地政策分科会)

→土地基本法改正の方向性を踏まえ、土地政策の再構築に向けた検討

- ・空き地等の適切な管理・流通・再生の促進策
- ・土地の放置を抑制する管理方策  
など土地の適切な利用・管理の促進策
- ・地籍調査については、新たな調査手法の地方公共団体での導入が円滑に進むための方策等

## 2020年に実施

土地基本法の改正  
(法目的、基本理念、責務、基本的施策を全て見直し、「管理」の観点を追加)

新・土地基本法に基づく「新たな総合的土地政策」を提示

## 2020年に実施

国土調査法、  
国土調査促進特別措置法の改正

第7次国土調査事業十箇年計画の策定

## 国土調査法等改正の方向性 (平成31年2月とりまとめ)

### 地籍調査の円滑化・迅速化のための措置

- ・所有者不明の場合等でも調査が進むよう、公告による調査の導入等
- ・地域の特性に応じた新たな効率的調査手法の導入
  - 一都市部における公物管理者との更なる連携等による官民境界の先行的な調査
  - 一山村部におけるリモートセンシングデータの活用